

竣工書類のスリム化ガイド

【設備工事編】

令和5年4月改訂

北九州市技術監理局
検 査 課

- ① 受注者と監督員・検査員が共通認識を持って竣工書類の簡素化に取り組むことを目的に、本ガイドを作成しました。
- ② 本ガイドでは、竣工書類を必要最小限にスリム化するため、削減・簡素化する項目を紹介しています。
- ③ 本ガイドを活用し、書類等の削減に向けた積極的な取組をお願いします。
- ④ 本ガイドで不要または省略可能とされている項目であっても監督員が施工管理を行う上で必要と判断した場合は、書類の作成・提出を求めることがあります。
- ⑤ 本ガイドは、受注者が社内で必要とする書類等の作成を妨げるものではありません。法令等に規定された書類の作成は引き続き適正に行ってください。

①【書類は原則モノクロ印刷で提出】

工事写真帳を除き、提出書類は原則としてモノクロ印刷とします。

②【JIS規格等の承諾図の提出不要】

図面、機器表及び特記仕様書に、仕様を明記しているものは提出が必要ですが、明記していないもの、JIS規格等の承諾図提出は任意とします。また、監督員からの指示により提出を求める場合があるので、承諾図提出の際には、監督員に確認して下さい。

③ 【工事記録写真の簡素化】

排出ガス対策型建設機械及び低騒音・低振動型建設機械を使用する場合、工事記録写真は不要とします。
※監督員は現場確認時に使用する建設機械を確認しておいてください。

④ 【工事写真の電子媒体での提出】

新規

工事写真は、電子媒体（CD・DVD等）に保存し提出することができます（ASPも同様）。この場合、紙面での提出は不要です。
※監督員と事前協議を行ってください。写真帳形式で施工状況の確認を行いやすいように、施工順序に並べ、目次及び文字検索等（テキスト形式で提出）を行えるようにしておいてください。

⑤【施工計画書の変更の簡素化】

施工計画書に大きく影響しない軽微な変更は、監督員の承諾があれば、追記・修正等で対応可能です。

⑥【資格者証明の写しの添付不要】

各施工計画書への資格者証明（写し）の添付は不要とします。ただし、資格者選定一覧を施工計画書に添付してください。

※監督員及び検査員から請求があった場合は提示をお願いします。

⑦【安全・訓練等の活動実施資料は提出不要】

安全訓練の活動報告書、実施資料等（新規入場者教育資料、KY、各種点検表、災害防止協議会活動記録）の写しは提出不要です。

※監督員及び検査員から請求があった場合は提示をお願いします。

⑧【建設副産物処理に関する提出物について】 新規

建設副産物の処理計画・報告書、委託契約書（写し）、内訳書等（原則処理明細書及び搬出記録で過積載の確認）の提出が必要です。

一般廃棄物（特別管理含む）又は産業廃棄物（特別管理含む）収集運搬・処分業許可証等の写しの提出は不要です。

※監督員及び検査員から請求があった場合は提示をお願いします。

⑨【マニフェストの写しは提出不要】

マニフェストの写しは提出不要とします。原本を現場に備えておいてください。

※監督員及び検査員から請求があった場合は提示をお願いします。電子マニフェストの場合、受渡確認表を提示してください。

⑩【発生材等の計量伝票の提出不要】

計量伝票の写しは提出不要とします。原本を現場に備えておいてください。

※監督員及び検査員から請求があった場合は提示をお願いします。

⑪【自動車車検証の提出不要】

運搬車輛等の自動車車検証は写し等の提出は不要です。
※監督員及び検査員から請求があった場合は提示をお願いします。

⑫【工事関係書類の記名押印の効率化】

新規

工事関係書類は、現場代理人による記名および押印
(または直筆サイン) で可とします。

⑬【施工体制台帳について】

施工体制台帳及び添付書類（契約書等の写し、作業員名簿）の提出が必要です。建設業法で義務づけられています。また、下請業者との契約時には、健康保険、年金保険、雇用保険の加入状況を必ず確認して下さい。

⑭【質疑書の簡素化】

新規

質疑書については、受注者の押印欄については、直筆サインで可とします。内容のやり取りを判断できればよい
ため、監督課の決裁で可とします。

⑮【回収フロンの再生又は破壊処理について】

新規

工事で回収されたフロンの再生又は破壊証明書については、事後報告でも可能ですが、監督員で再生又は破壊処理が完了された確認を行って下さい。

※フロン再生業又は破壊業許可証明書については、監督員及び検査員から請求があった場合は提示をお願いします。

⑯【施工計画書、重機の資料の提出について】

仮設計画等で確認が必要な重機（クレーン等の吊荷重機）等については、これまでと同様に添付資料（定格総荷重表、作業範囲図等）を提出して下さい。仮設計画等が求められていない重機等の添付資料の提出は不要です。使用する際には、安全基準等を遵守し、作業を行ってください。

⑰【取扱説明書の提出は不要】

新規

取扱説明書については、提出は不要です。
監督員と施設管理者が事前協議を行い承諾を得れば、
電子媒体での提出も可とします。
※監督員及び検査員から請求があった場合は提示をお願いします。

⑱【施工図の提出不要】

新規

施工図の提出については、不要とします。
※検査員から請求があった場合は提示をお願いします。

①9 【施工管理・耐圧試験写真の簡素化】

給水、空調系統の施工管理・耐圧試験等の確認写真は、監督員の承諾後、施工計画書に撮影計画を明記すれば簡素化が可能です。但し、最終的な耐圧試験（器具付後等）の写真については耐圧試験の前後で全系統必要です。

※耐圧試験等の写真は、測定値が確認できるように撮影して下さい。

②0 【テレビ受信及び消防設備の簡素化】

テレビ受信設備の報告は電界強度測定表を提出し、各チャンネルの受診画像写真の提出は不要です。

消防設備の現地機能試験は事前検査時（事前検査指摘事項に消防設備の現地機能試験に立会確認済と記載する）または完成検査時の1回のみ行います。

㉑ 【工事写真！複数機器の完成写真及び施工後写真の簡素化】

同一機器等を多数設置する工事で、検査時に現地で確認できるものは、監督員の承諾後、施工計画書に撮影計画を明記すれば簡素化が可能です。

㉒ 【完成写真の提出部数】

新規

営繕工事：1部

プラント工事：1部

今後、原議の方へ綴じておいてください。

㉓ 【耐震強度計算書等の提出】

耐震性を必要とする機器（機器重量100kg以上）を設置する場合は、耐震（アンカーボルト）強度計算書を提出して下さい。

また、その際にコンクリート基礎を設置する場合は、コンクリート強度証明書も提出して下さい。

㉔ 【ケミカルアンカー施工要領等の提出】

耐震性を必要とする機器（機器重量100kg以上）の設置にケミカルアンカーを使用する場合は、使用するケミカルアンカーの引抜強度、施工要領等が確認できるもの（製品仕様書等）を提出して下さい。

※あと施工接着系アンカーボルトの施工要領工程、アンカーボルト長さ、ビット径（穿孔径）、穿孔深さ、ボルトの埋込長さを写真で確認できるようにしておいてください。

⑫【情報通信技術の活用】

電子小黑板、受発注者間情報共有システム（ASP）等の情報通信技術を積極的に活用し、効率的に工事を進めていただくようお願いします。

※活用の際には、監督員と事前協議をお願いします

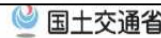
情報通信技術（ICT）の活用促進



【電子小黒板の導入について（H30.4.1から適用）】

従来の工事写真撮影では、小黒板に実測値や撮影箇所などの必要事項をチョークで書き込み、補助者が小黒板を手持ちし、被写体と一緒に撮影。「電子小黒板」を導入することで、小黒板記載情報を電子化し、撮影と同時に写し込んで撮影できることから、補助者が不要となり、省人化・安全性の向上、そして写真管理業務の効率化が期待されています。

小黒板電子化(受注者:業務の効率化)



小黒板電子化によるメリット

- 撮影の際の補助員不要による省人数化、小黒板不要のため高所・狭小部撮影における安全性の向上。
- 撮影時に入力した管理情報を利用した写真整理の省力化。

【従来】



□準備
※小黒板への記入

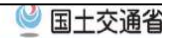
【小黒板電子化の試行】



□撮影



小黒板情報電子化の対象工事での実施内容



小黒板情報電子化の対象工事では、以下の内容を全て実施することとする。

受注者

①対象工事で使用する機器(※)を発注者へ提示



※デジタルカメラは
今後対応予定



対応スマートフォン



写真管理ソフトウェア

※ 信憑性確認(改ざん検知機能)を有する機器やソフトウェア

②機器(※)を用いて工事写真撮影と小黒板情報の電子的記入



③小黒板情報の電子的記入を行った工事写真、チェックツールによるチェック結果を発注者へ納品



工事写真の納品

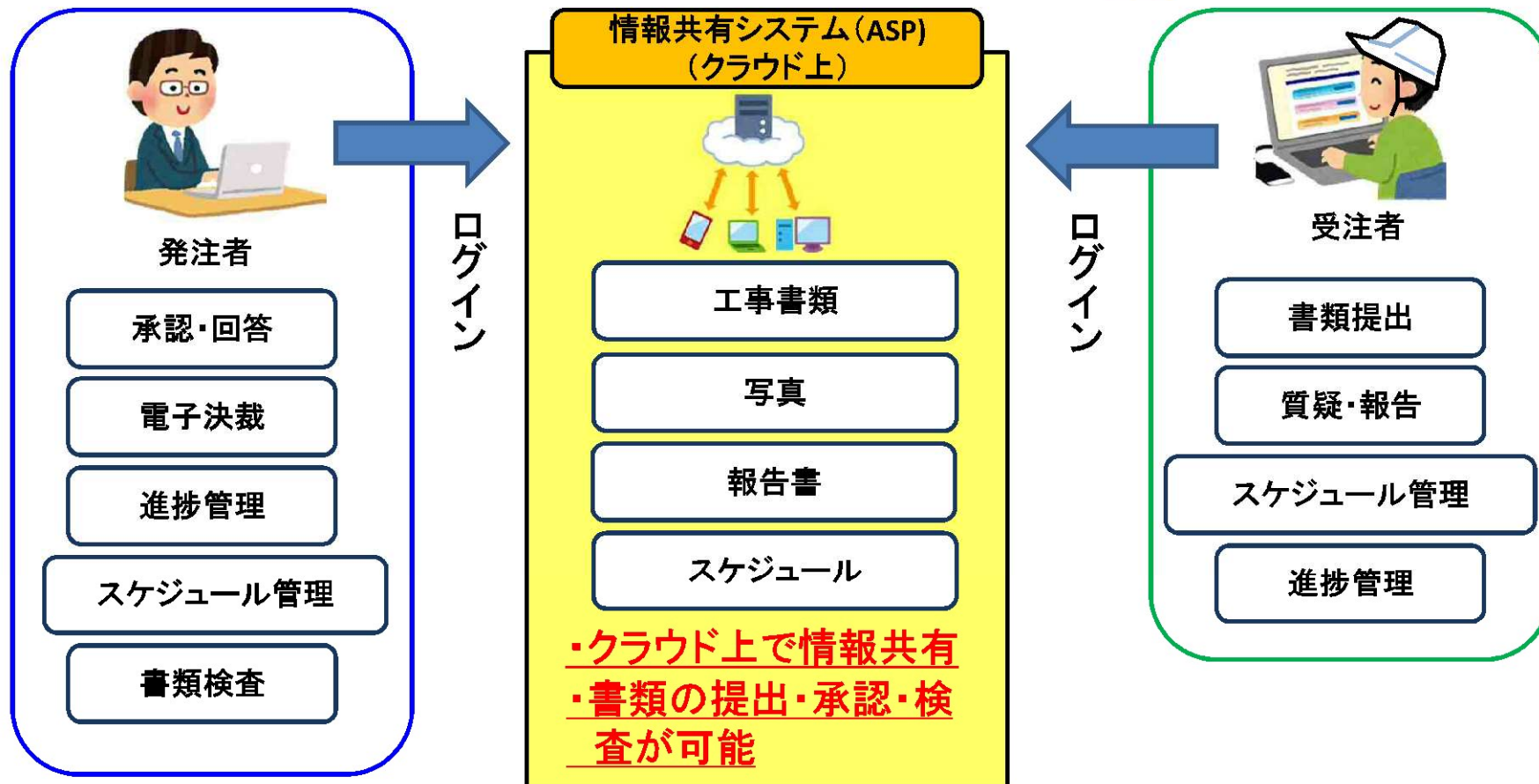


チェック結果(CSVファイル)

【受発注者間情報共有システム(ASP)の活用】



システムを使用した情報共有のイメージ



**これまで紙で監督員へ直接提出していた工事書類をクラウド上で提出！
現場事務所～工事監督課間の移動時間削減など、効率化を図ります。**

【一〇メモ】

工期について

- ・ 工期末日までに、現場完成を確認し、完成図書一式を受領できる施工管理をお願いします。
- ・ 係長事前検査を実施し、完成（工期終了）後・速やかに「検査課持ち込み」をお願いします。

【参考 基本的な工期末・検査の流れ】

「工事の完成」 ⇒ 「監督員検査」 ⇒ 「係長事前検査」
⇒ 「事前検査指摘事項完了報告・完成図書一式受領」
ここまでが工期末
⇒ 検査課持込 ⇒ 検査課検査